



健発1029第5号
平成24年10月29日

各
〔 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 〕 殿

厚生労働省健康局長



受動喫煙防止対策の徹底について

健康増進法（平成14年法律第103号）第25条に規定された受動喫煙の防止については、別添「受動喫煙防止対策について」（平成22年2月25日付け健発0225第2号厚生労働省健康局長通知。以下「平成22年健康局長通知」という。）において、その必要な措置の具体的な内容及び留意点、今後の受動喫煙防止対策の基本的な方向性等を示しているところである。

受動喫煙防止対策については、平成22年6月18日に閣議決定された「新成長戦略」では「受動喫煙の無い職場の実現」が目標として設定され、また、平成24年6月8日に閣議決定された「がん対策推進基本計画」や平成25年度から開始される「健康日本21（第二次）」では、受動喫煙に関する数値目標が盛り込まれるなど、これまで以上の受動喫煙防止対策の徹底が求められている。

このような状況を受けて、平成22年健康局長通知において示した基本的な方向性等を踏まえた受動喫煙防止対策の徹底について、改めて、関係方面への周知及び円滑な運用に御配慮をお願いしたい。

